

## 私道課税の適正化について(報告)

昨年 12 月に当委員会に報告しました私道課税の誤りについて、その後、適正化の取組みを進めてまいりました。その対応状況を報告します。

### 1 全市の対応状況（公共用道路の非課税対応が漏れていた 939 件）

12 月 19 日 公表件数 ①	詳細な調査 結果に基づ く変動件数 ②	対応が必要な土地 ③= (①+②)	対応が終了した土 地(5年間の還付)	未申請及び調査日 調整中の土地
939 件	▲69 件	870 件	771 件	99 件

内訳：私道が含まれていないことが判明した土地 243 件、新たな対応が必要となった土地 174 件

現在所有者からの申請がないものや立会い調査の日程を調整しているもの。  
 ( → 改めて非課税申請をお願いするなど引き続き早期の対応を進めてまいります。 )

<参考> 地方税法に基づく還付(5年間)見込み合計額 約 6,000 万円(うち還付済み額 約 5,500 万円)  
 区別件数は裏面のとおりに

### 2 神奈川区（片倉二丁目）における対応状況

12 月 19 日 公表件数	分筆登記が完了し 補填金を含めて 返還している土地	分筆登記完了後 同様の対応を行う土地
98 件	88 件	10 件

※ 本件については、過去に公共用道路に関する申立ての経緯があったことを踏まえ、横浜市  
 固定資産税過誤納金補填金支払要綱に基づく補填金をお支払いします。

なお、同一時期に開発された一団の地域であり、価格・課税標準額の変動割合がほぼ同様な水準で推移していることから、複数の方からの領収書をもとに台帳保存期間以前の年度分についても遡及してお支払いします。

<参考> 返還見込み合計額 約 3,000 万円(内訳：地方税法に基づく還付 約 280 万円、補填金支出 約 2,650 万円)

### 3 再発防止策について

- ① 固定資産税納税通知書同封チラシ、広報よこはま、本市ホームページ及び冊子「税の知識」  
 「固定資産税のあらまし」に私道の非課税制度に関するお知らせを掲載
- ② 区役所の窓口や私道整備を行う土木事務所に案内チラシを設置
- ③ 区役所における公共用道路の認定にかかる詳細な実地調査方法を策定
- ④ 非課税措置等に関する職員研修を充実して実施予定

区別件数(平成20年4月30日現在)

(単位:件)

区分 区名	12月19日 公表件数 ①	詳細な調査結果 に基づく変動件数 ②	対応が必要な 土地 ③=(①+②)	対応が 終了した土地 (5年間の還付)	未申請及び調査 日調整中の土地
鶴見区	295	▲ 90	205	176	29
神奈川	144	▲ 36	108	82	26
西	28	▲ 4	24	24	0
中	30	▲ 17	13	13	0
南	7	28	35	35	0
港南	18	▲ 3	15	15	0
保土ヶ谷	18	46	64	64	0
旭	7	2	9	9	0
磯子	121	▲ 28	93	80	13
金沢	5	▲ 1	4	4	0
港北	33	16	49	49	0
緑	0	2	2	2	0
青葉	該当なし				
都筑	27	3	30	30	0
戸塚	5	3	8	7	1
栄	36	4	40	40	0
泉	165	6	171	141	30
瀬谷	該当なし				
全区合計	939	▲ 69	870	771	99